

いのちに
やさしい
まちづくり

号外

vol.27

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

屋外のパネル展＆相談会に限らず、各種のイベントや展示会などの行事を盛り上げる「のぼり」を10年ぶりに新調しました。

今迄の、ボランティアさん手作りの良さを活かした、味わい深いのぼりと一緒に、用途に応じて使い分けます。

国内有数のリゾート地で10月8日に行われる、熱海銀座歩行者天国の「地域ねこパネル展＆相談会」が、新しいのぼりの初舞台です。



チラシがきました。

号外はモノクロ簡易印刷です。

野良ねこの数、減らしませんか？
ねこで困っている方、好きな方、町内の皆さん。
保健所と一緒に地域のねこの情報を集め合います。

去勢不妊手術をします。
手術済のねこは自此マサニョウ型にカットして、子猫をつくらない猫であるという印象になります。

だれどもできる地域ねこ対策。
地域所と一緒に、巡回で地図に立てるなどを、町内の皆さんにもせします。自治会・マンションの管理組合・公園などでも同じ対策が行われます。

ねこが迷惑動物？…の印象が薄れます
野良ねこトラブルが少なくなり、町内のコミュニケーションが豊かになります。



地域ねこ対策 行事計画

10月8日(土)

熱海市ヘルシーフェスティバル

熱海銀座通り歩行者天国 野良猫問題相談会

ねこだすけの地域ねこパネルを展示

ねこだすけスタッフなどの相談コーナーあります。

10月8日(土)～9日(日)

港区民まつり ねこだすけの地域ねこパネル展示ほか

10月18日(火)～30日(日)

新宿区落合第一地域センター 地域ねこパネル展

10月29日(土) " ねこなんでも相談会

10月22日(土) 練馬区・飼い主のいない猫対策セミナー
ねこだすけ工藤ほかの講演など10月30日(日) 狛江市・にゃんにゃんセミナー
ねこだすけ工藤ほかの講演・相談会・パネル展

11月5日(土) 練馬区・飼い主のいない猫対策セミナー

11月12日(土) 清瀬市共催・地域ねこセミナー(仮)

11月26日(土) 新宿区・にゃんにゃんセミナー(通称)
併催・地域ねこパネル展(予定)

行事が変更や終了している際にはご容赦ください。

町内の掲示板などを借りて貼り出し、地域ねこ対策を一人でも多くの皆さんに知りたいだけることを目的に、新宿区保健所が2種類のチラシを作成しました。

既に地域ねこ対策がすすんでいる地区用と、新たに取りかかろうとする地区用です。左の「始めませんか・地域ねこ対策」は、上が表面で下が裏面、A4判のフルカラーです。

他の1種は「地域ねこ対策・近隣の皆さんへ」がタイトルで、活動をお知らせします。どちらも少しづつ手許に余分がありますので、「A4チラシ希望」として送付先ご住所をFax.03-3350-6440、ねこだすけまでお知らせください。2種類を数枚づつ郵送いたします。

ねこだすけがお手伝いいたたく主な行事
参加させていたたいたいや
ねこだすけがお手伝いいたたいたく主な行事



9月23日、第5回国立市主催にゃんにゃんセミナー「災害のときの飼猫・地域猫の守りかた」。協働：国立地域猫の会「猫のゆりかご」、協力：NPOねこだすけ、ということで持ち込んだ配布用資料35部が足りなくなっていました。

災害時動物救護マニュアルを施行している新宿区の、このテーマでの講演は始めてでもあり、国立市外からも地域ねこチームリーダーのほか、さまざまな分野の皆さまが参加されました。（上の写真）

地域ねこ対策 行事計画

9月18日、第1回三鷹地域猫セミナーを、同市で活動をすすめる「みたか123」が主催しました。講師は横浜市職員で「地域猫のすすめ」著者黒澤泰氏と、ねこだすけ代表の工藤です。

何かと話題の三鷹市で、第一回めの開催には多くの困難もあったことと思われますが、終わってみると盛況でした。（下の写真）

随分前の打ち上げ懇親会で、新任の役人に「ねこボラと上手くいく秘訣」をたずねたら「簡単、腹を括るだけ！」と、明解な答え。

次回の三鷹セミナーは、是非同市も共催で…



被災動物の同行避難

アニマルウエルフェア(AWN)連絡会ブログより引用 <http://awn.awn.sub.jp/>

災害時の動物救護がテーマのセミナーで、福島原発災害の被災動物同行避難が何故できなかったのか？という疑問が出されました。その原因を整理すると福島県に限らず被災地はどこも同じようです。

最大の原因（行政は法規法令の執行官であるとの原則のもと）災害基本法による地域防災計画を根拠に、各被災地の自治体が主体となる「動物救護災対本部」を被災当日に設置できたにも関わらず、随分遅れてしまったことが最大の原因と思われます。

人の災対本部は速やかに稼動し、即刻避難所が設定されます。地域防災計画に「動物」を取り入れている自治体の災対本部では、同時に「動物救護」を執行できたのですが、環境省の情報によると岩手県災害時被災動物救援本部：3月22日設置、宮城県緊急災害時被災動物救援本部：3月18日設置、仙台市被災動物救護対策臨時本部：3月25日設置、福島県動物救護本部：4月15日設置、などです。

人命対策は被災当日の3月11日から緊急迅速に行われますが、自治体の権限のもとで設置される筈の動物救護体制の遅れた避難所や避難用のバスなどには「動物救護」の指揮体系が届かず「動物よりも人命」などの気運が広がります。

設置の早い宮城県でも1週間後ですし、福島県は1か月以上も後です。その間、行政執行の権限を持つ動物救護は、理論的には空白の期間となります。

遅れた誘因 環境省の要請をうけ、公益法人などで組織された緊急災害時動物救援本部（通称・どうぶつ救援本部）が、3月14日に立ち上がっています。多くの国民はこの組織が仮設シェルターの運営など直接の「動物救護」にあたる権限や指揮系統を備えたものと期待しました。

しかし、名称こそ「どうぶつ救援本部」ですが、実際には『被災地の行政が機能しないときに、人員物資

資金などで支援する役割であり、行政や自衛隊や警察などのように直接的な動物救護に対応できる権限などを持たない組織』とのことです。

従ってどうぶつ救援本部に期待された役割のうち、行政主体で緊急に設置されると思われた仮設シェルターの運営や、災対本部の指揮系統に関わる避難所の動物同行避難管理などは、役割の範囲外でした。主に募金や支援品集めを担い、物資や資金を分配する役割が多くを占めました。但し、同本部傘下の一部の地方支部などでは、所管の自治体等と共に動物救護の管理運営を行ったケースもあります。

緊急災害時の動物救護を体験したことのない各自治体は、どうぶつ救援本部の本来の役割を認識するまでに時間がかかるてしまい、自らの問題としての動物救護体制の執行まで多くの日数が必要になったものと思われ、同行避難まで空白の期間が生まれます。

地域防災計画執行の見直し 今回の被災地自治体の他にも、地域防災計画に動物救護を組み込んでいる自治体が多数です。しかしその多くはペットや愛玩動物などの表現で所有者・占有者・取扱者が特定され、動物と一緒に同行避難のできることを条件としています。今回の被災の現場では飼い主などの特定できない、単独でさまよう「愛護動物」が多くいました。

学校や公民館などの避難所は自主管理の仕組みが平常時から検討され、定期的に訓練されていると思われます。地域防災計画にペットや愛玩動物、家庭動物などの表現だけで、飼い主などからはぐれた「愛護動物」が組み込まれていない場合には見直しも必要ですし、人命避難の訓練に加えて、動物の避難保護などの自主管理の訓練も求められます。

今回の様に、指揮権限を持つ動物救護体制が数日間に渡り空白になった結果の、数多くの弊害は広く知られる通りです。